

申請者、代理者の皆様へ

令和7年(2025年)2月末日  
株式会社東日本住宅評価センター

## 確認申請書等の様式変更についてのお知らせ

日頃より、当機関をご利用いただきありがとうございます。  
この度、建築基準施行規則の改正等により下記のとおり確認申請書等の様式が一部変更となりますのでお知らせいたします。

### 記

#### 《申請書の主な変更箇所》

##### ■確認申請書(建築物)(計画変更確認も同様、以下同じ)

- ・申請書第二面【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】  
(提出不要な場合の記載内容の変更<sup>※1</sup>)
- ・申請書第三面【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】  
(「柱の小径の基準及び壁量基準等の見直しに係る経過措置の適用」の追加<sup>※2</sup>)
- ・申請書第四面【11. 確認の特例】□ 特例の区分  
(「建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査<sup>※3</sup>」、「建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査<sup>※4</sup>」の追加)
- ・建築物の確認申請時に昇降機を一体で申請した場合の記載方法<sup>※5</sup>(別願申請を除く)  
(新築の建築物に設置するホームエレベーター等の別願申請が出来なくなるための対応です)

○適用年月日…令和7年4月1日以降の申請引受分より

§ 令和7年4月1日以降引受についても、当分の間、旧様式にて申請は可能ですが、上記の内容が確認できるように備考欄又は別紙に記載をお願い致します。

#### 《委任状の主な変更箇所》

##### ■委任状の書式に「委任状 兼 宣言書(注1)<sup>※6</sup>」の書式を追加いたします。

- 注1: 申請書第二面の【8 欄】の「□提出不要」にチェックが入り該当番号を第二号、第三号とした際に、設計評価書、長期確認書の写しが引受時に添付できない場合にはこちらの書式を提出ください。
- ・省エネ適合判定、設計性能評価、長期使用構造等の確認を当センターに申請し、当該交付書類や図書等を当機関が確認検査業務で利用することに同意される場合は上記申請時に同意書の添付が必要になりますのでご注意ください。

○適用年月日…令和7年4月1日以降の申請引受分より

## 《その他届出等の主な変更箇所》

■軽微変更報告書を取止め、「軽微な変更説明書<sup>※7</sup>」に統一します。

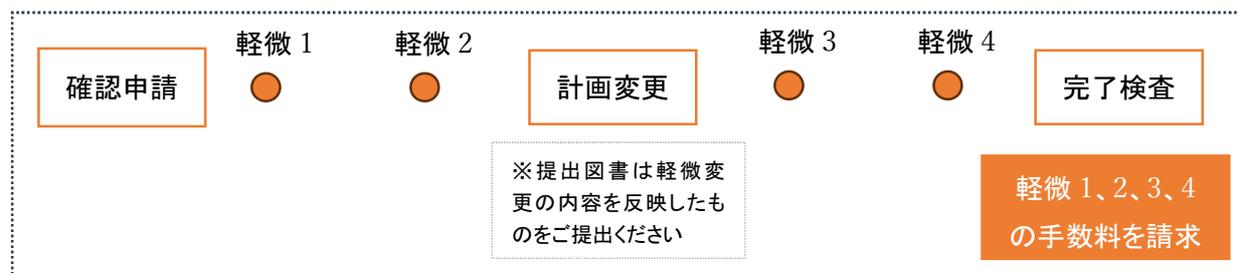
(軽微変更報告書にて行っていた事前報告は書式が変わっても継続いたします)

- ・現在の軽微変更報告書での受領は、電子申請は**令和7年3月21日**送信分、紙申請の場合は**令和7年3月21日**の事務所到着分までといたします。
- ・手数料については、検査時まで提出された説明書の提出回数に応じた分を、検査時に請求致します。

### 例 1



### 例 2



○適用年月日…令和7年4月1日以降の受付日(注2)より

注2:「受付日」は審査が完了し、当機関が正式に受付作業を行った日となります。

(mitoco 送付で書類を受領した日とは異なりますのでご注意ください。)

■「記載内容変更訂正届<sup>※8</sup>」に建築主の委任を受ける欄を追加しました。

- ・確認申請時に委任を受けていない方が、代理行為として記載内容変更訂正届の提出ができますようになります(確認申請時に委任を受けている代理者が提出する場合は代理者欄への記載不要です)。

○適用年月日…令和7年4月1日以降の受付日(注2)より

詳細については別紙資料をご参照ください。

(「※番号 別紙資料」が上記記載の※1～※8の説明資料となります。)

以上



## Point

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、**省エネ適判を省略**する場合、確認申請書第2面8欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「**提出不要**」の欄に**チェック**し、**提出不要となる理由(該当する号番号等)の記入が必要**です。

## 確認申請書第2面8欄の記入イメージ

### 【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済( )
- 未提出( )
- 提出不要( )

下記の項目以外で提出不要となる場合は、その理由を記入してください。  
例：自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、仮設建築物 等

### 建築物省エネ法施行規則第2条第1項

- ・第1号イに該当:仕様基準
- ・第1号ロに該当:誘導仕様基準
- ・第2号に該当:設計住宅性能評価を受けた場合
- ・第3号に該当:長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合

【確認申請書（建築物）第三面：新書式】

※2 別紙資料

- [ハ. 自動車車庫等の部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [ト. 備蓄倉庫の部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [チ. 蓄電池の設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [リ. 自家発電設備の設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [ヌ. 貯水槽の設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [ル. 宅配ボックスの設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [エ. その他の不算入部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [ワ. 住宅の部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [カ. 老人ホーム等の部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>
- [コ. 延べ面積] m<sup>2</sup>
- [ク. 容積率] %

[ 12. 建築物の数 ]

- [イ. 申請に係る建築物の数]
- [ロ. 同一敷地内の他の建築物の数] 0

[ 13. 建築物の高さ等 ]

- [イ. 申請に係る建築物] ( ) ( 他 の 建 築 物 ) ( )
- [ロ. 最高の高さ] ( ) ( ) m
- [ハ. 階数]
  - 地上 ( ) ( )
  - 地下 ( ) ( )
- [ニ. 建築基準法第56条7項の規定による特例の適用の有無]  有  無
- [ホ. 適用があるときは、特例の区分]  道路高さ制限不適用  隣地高さ制限不適用  北側高さ制限不適用

[ 14. 許可・認定等 ]

[ 15. 工事着手予定年月日 ] 年 月 日

[ 16. 工事完了予定年月日 ] 年 月 日

[ 17. 特定工程工事終了予定年月日 ] ( 特 定 工 程 )

- ( ) 年 月 日 ( )
- ( ) 年 月 日 ( )
- ( ) 年 月 日 ( )

[ 18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用 ]

- [イ. 適用の有無]  有  無
- [ロ. 適用があるときは、その区分]
  - 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項
  - その他

[ 19. その他必要な事項 ]

[ 20. 備考 ]

## 参考：確認申請書(第三面 18.)、計画変更確認申請書(第三面 18.)、完了検査申請書(第三面 18.) に設けられた経過措置の適用の有無の記載欄の施工日前後の記載方法について

	法施行日(令和7年4月)	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
①		確認：審査しない 検査：検査しない	—
②		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
②'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
③		確認：審査する 検査：検査する	[その他必要な事項]の欄に経過措置の適用の有無を記載
④		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

以下、様式に記載する際の留意点

第十九号様式(第四条、第四条の四の二関係)

② <記載例> **完了検査申請書**  
 (第三面)  
 申請する工事の概要

---

【11.備考】  
 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係)

②' <記載例> **計画変更確認申請書(建築物)**  
 木造軸組>  
 (第三面)

---

【18.建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】  
 【イ.適用の有無】 有 無  
 【ロ.適用があるときは、その区分】  
建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項  
その他

・令第43条(柱の小径)又は令第46条(壁量)のいずれかのみ経過措置の適用は不可

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係)

③ <記載例> **確認申請書(建築物)**  
 (第三面)  
 建築物及びその敷地に関する事項

---

【18.その他必要な事項】  
 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

・あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載

・申請後(審査期間中)に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係)

④ <記載例> **確認申請書(建築物)**  
 木造軸組>  
 (第三面)

---

【18.建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】  
 【イ.適用の有無】 有 無  
 【ロ.適用があるときは、その区分】  
建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項  
その他

・令第43条(柱の小径)又は令第46条(壁量)のいずれかのみ経過措置の適用は不可

※建築計画概要書(第二面 20.)についても、同様とする。

木造建築物に限ります。

## 建築物別概要

[ 1. 番号 ]	1
[ 2. 用途 ]	(区分 ) (区分 ) (区分 ) (区分 )
[ 3. 工事種別 ]	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
[ 4. 構造 ]	
[ 5. 主要構造部 ]	<input type="checkbox"/> 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合) <input type="checkbox"/> 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合) <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びびロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2) <input type="checkbox"/> その他
[ 6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用 ]	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
[ 7. 建築基準法第61条の規定の適用 ]	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定の適用を受けない
[ 8. 階数 ]	[イ. 地階を除く階数] [ロ. 地階の階数] [ハ. 昇降機塔等の階の数] [ニ. 地階の倉庫等の階の数]
[ 9. 高さ ]	[イ. 最高の高さ] m [ロ. 最高の軒の高さ] m
[ 10. 建築設備の種類 ]	
[ 11. 確認の特例 ]	[イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の有無] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
[ロ. 適用があるときは、特例の区分]	<input type="checkbox"/> 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査 ※3 <input type="checkbox"/> 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査 ※4 (構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士) (1)氏名 (2)資格 構造設計一級建築士交付第 号
※3 ルート2主事が審査をした場合、構造計算適合判定が不要の旨の特例のチェック項目が新設されました。	
※4 2025年4月1日からで、法第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るものうち構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合判定が不要となりました。 (例：平屋、200㎡の鉄骨造でルート3で計算した建築物等)	
[ハ. 適合する一連の規定の区分]	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

≪第三面に記載する場合≫ ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [ト. 備蓄倉庫の部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [チ. 蓄電池の設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [リ. 自家発電設備の設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [ヌ. 貯水槽の設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [ル. 宅配ボックスの設置部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [エ. その他の不算入部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [ワ. 住宅の部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [カ. 老人ホーム等の部分] ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 [コ. 延べ面積] m<sup>2</sup>  
 [ク. 容積率] %

[12. 建築物の数]

[イ. 申請に係る建築物の数]

[ロ. 同一敷地内の他の建築物の数] 0

[13. 建築物の高さ等] ( 申請に係る建築物 ) ( 他の建築物 )

[イ. 最高の高さ] ( ) ( ) m

[ロ. 階数] 地上 ( ) ( )

地下 ( ) ( )

[ハ. 構造]

[ニ. 建築基準法第56条7項の規定による特例の適用の有無]  有  無

[ホ. 適用があるときは、特例の区分]  道路高さ制限不適用  隣地高さ制限不適用  北側高さ制限不適用

[14. 許可・認定等]

[15. 工事着手予定年月日] 年 月 日

[16. 工事完了予定年月日] 年 月 日

[17. 特定工程工事終了予定年月日] ( 特定工程 )

( ) 年 月 日 ( )

( ) 年 月 日 ( )

( ) 年 月 日 ( )

[18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用]

[イ. 適用の有無]  有  無

[ロ. 適用があるときは、その区分]

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

その他

[19. その他必要な事項]

[20. 備考]

※ 19欄に下記の必要事項を記載してください

昇降機の概要 (※)

[種別] エレベーター

[用途] 乗用

[積載荷重] 600N

[最大定員] 9人

[定格速度] 45m/分

[その他必要な事項] 製010101G c c 020345

(※：複数ある場合はそれぞれの昇降機に番号を付して概要を記載)

注：概要書の二面の【21. その他必要な事項】に同様に記載してください

《第四面に記載する場合》

建築物別概要

【1. 番号】

- 【2. 用途】 ( 区分 )  
 ( 区分 )  
 ( 区分 )  
 ( 区分 )  
 ( 区分 )

【3. 工事種別】

- 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 造 一部 造

【5. 主要構造部】

- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）  
耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）  
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造  
準耐火構造  
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）  
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）  
その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造  
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物  
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造  
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造  
その他  
建築基準法第21条又は第27条の規制の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物 延焼防止建築物  
準耐火建築物 準延焼防止建築物  
その他 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

- 【イ. 地階を除く階数】 階  
 【ロ. 地階の階数】 階  
 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 階  
 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 階

【9. 高さ】

- 【イ. 最高の高さ】 m  
 【ロ. 最高の軒の高さ】 m

【10. 建築設備の種類】

電気、ガス、給水、排水、換気、非常用照明、  
 昇降機

【11. 確認の特例】

- 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無  
 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無  
 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号  
 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号

「第四面に記載する場合」	第	号
【12. 床面積】	( 申請部分 ) ( 申請以外の部分 ) ( 合計 )	
【1. 階別】	( 階 ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【p. 合計】	( ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>

【13. 屋根】

【14. 外壁】

【15. 軒裏】

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

昇降機の概要 (※)

[種別] エレベーター

[用途] 乗用

[積載荷重] 600N

[最大定員] 9人

[定格速度] 45m/分

[その他必要な事項] 製010101G c c 020345

(※：複数ある場合はそれぞれの昇降機に番号を付して概要を記載)

【19. 備考】 注：概要書の二面の【21. その他必要な事項】に同様に記載してください

別紙

[ 昇降機の概要 ]	( 番号 1 )
[イ. 種別]	
[ロ. 用途]	
[ハ. 積載荷重]	N
[ニ. 最大定員]	人
[ホ. 定格速度]	m/分
[ホ. その他必要な事項]	

注：概要書にこちらの別紙を添付してください

## 委任状 兼 宣言書

株式会社東日本住宅評価センター 様

年 月 日

建築主等 氏名  
住所代理者 会社名  
氏名  
所在地指定構造計算適合性判定機関  
(復代理人) 会社名  
所在地

本状記載の建築主等（建築主、設置者又は築造主）は、以下の工事につき、上記代理者に下記の申請及びそれに付随する手続きの一切を委任します。

また、上に指定構造計算適合性判定機関（復代理人）の記載がある場合は、当該機関を復代理人と定め、この工事の確認申請に係る適合判定通知書（写し）及び適合性判定申請図書（副本）を直接株式会社東日本住宅評価センターへ送付する権限を委任します。

## 記

## 1. 申請等の区分

- 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認（事前審査・計画変更確認を含む。）
- 建築基準法第7条の4第1項の規定による中間検査
- 建築基準法第7条の2第1項の規定による完了検査
- 建築基準法第7条の6第1項の規定による仮使用認定
- 確認済証・検査済証 交付証明

## 2. 申請する建築物等

- 建築物       建築設備（昇降機）       建築設備（昇降機以外）
- 工作物（法第88条第1項）       工作物（法第88条第2項）

## 3. 工事場所の地名地番

※ 新しく追加された部分

なお、設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを前提としておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

## &lt;提出予定の評価書等又はその写しについて&gt;

- 設計住宅性能評価書       長期使用構造等である旨の確認書

※（当機関記載欄）識別番号：

軽微な変更説明書

(完了検査申請書第3面10.欄、中間検査申請書第3面11.欄 別紙)

下記について、確認済証又は中間検査合格証の交付を受けた日以降に建築基準法施行規則第3条の2に規定される軽微な変更がありますので、当該変更の内容を下記の通り説明します。

指定確認検査機関

株式会社東日本住宅評価センター様

年 月 日

申請者又は代理人 氏名

記

(1) 確認年月日・番号	年 月 日	第 東日本	号
(2) 建築主等氏名*			
(3) 敷地の地名地番			

(4) 変更の概要 (建築物省エネ法上の軽微な変更を除きます。軽微な変更該当する理由も記載してください。)
---

(5) 添付図書・書類のリスト
-----------------

(6) 備考 (検査引受後で、番号が確認番号と異なる場合は、引受の年月日・番号)
--

※当機関確認欄 (軽微変更の根拠)		※受付印
規則3条の2の適用	<input type="checkbox"/> 1号 道路幅員・接道長さ	
	<input type="checkbox"/> 2号 敷地面積の増加	
	<input type="checkbox"/> 3号 高さの減少	
	<input type="checkbox"/> 4号 階数の減少	
	<input type="checkbox"/> 5号 建築面積の減少	
	<input type="checkbox"/> 6号 床面積の合計の減少	
	<input type="checkbox"/> 7号 用途の変更 (類似用途)	
	<input type="checkbox"/> 8号 基礎杭、二次部材の位置変更	
	<input type="checkbox"/> 9号 構造耐力上主要な部分	
	<input type="checkbox"/> 10号 特定木造建築物の構造耐力上主要な部分	
<input type="checkbox"/> 11号 構造耐力上主要な部分以外の部分		
<input type="checkbox"/> 12号 天井の材料、構造、位置の変更		
<input type="checkbox"/> 13号 建築物の材料、構造の変更		
<input type="checkbox"/> 14号 井戸の位置変更		
<input type="checkbox"/> 15号 開口部の位置、大きさの変更		
<input type="checkbox"/> 16号 建築設備の材料、位置又は能力		
<input type="checkbox"/> 17号 平成28年国交省告1438号で国土交通大臣が定める変更		
<input type="checkbox"/> その他特定行政庁が認めるもの等		
<input type="checkbox"/> 個別照会		
<input type="checkbox"/> 審査特例 (令第10条、令第136条の2の11)		
<input type="checkbox"/>		

\* 建築主等には、設置者及び築造主を含みます。

